

「肉用子牛生産者補給金制度に係る負担金の改定について」

一般社団法人 宮城県畜産協会

このことについて、肉用子牛価格安定基金業務規程第 23 条に基づき、第 7 業務対象年間における肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額が下記のとおり改定されました。

記

1 肉用子牛 1 頭当たりの負担金額

品種区分	旧単価 令和元年10月1日生 まで	新単価 令和元年10月2日生 以降
黒毛和種	300円/頭	400円/頭
褐毛和種	1,150円/頭	1,500円/頭
その他の肉専用種	3,100円/頭	4,700円/頭
乳用種の品種	1,600円/頭	1,700円/頭
肉専用種と乳用種の 交雑の品種	600円/頭	800円/頭

2 適用時期

令和2年4月1日に個体登録される肉用子牛（令和元年10月2日生から適用）。